

「電気関係報告規則」、「電気事業法施行規則」、「原子力発電工作物の保安に関する命令」、「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」及び「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」等の改正等について

平成29年3月31日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力市場整備室

1. 改正の概要

- 平成27年6月に公布された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正電事法」という。）では、現行の溶接安全管理審査は廃止するとともに、火力発電設備に係る安全管理検査制度全般について事業者の保守管理状況に応じた柔軟な制度に見直し、また、風力発電設備を定期安全管理検査制度の対象に追加することとなった。
- 平成27年6月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号。以下「改正大防法」という。）では、水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の所要の措置を講ずることとなった。
- 公害防止に係る規制においては、電気工作物の届出等では、行政手続きの一元化等の観点から、大気汚染防止法等の環境一般法から一部適用除外され、電気事業法における相当規定である届出等により手続きを行っている。
- そこで、火力発電設備及び風力発電設備に係る安全管理検査の方法を具体的に整備するとともに、改正大防法の実施に係る必要な措置が大気汚染防止法関連法令で行われており、電気事業法関連法令でも同様の措置を講じて整合を図るため、以下の省令・告示の改正等を行う。
 - ① 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）
 - ② 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）
 - ③ 電気事業法関係手数料規則（平成7年通商産業省令第81号。以下「手数料規則」という。）
 - ④ 原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。）
 - ⑤ 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）

- ⑥ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）
- ⑦ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）
- ⑧ 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第53号。以下「風技省令」という。）
- ⑨ 電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件（平成24年経済産業省告示第205号。以下「告示第205号」という。）
- ⑩ 電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成28年経済産業省告示第238号。以下「主設備告示」という。）

○改正電事法では、小売電気事業者等が供給力として活用する節電電力量（ネガワット量）を、発電電力量と同様、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置づけた。これにより、小売電気事業者等は、ネガワット事業者から供給されるネガワット量に対して、一般送配電事業者による電力量調整供給を受けられるようになった。

○改正電事法で、電力料調整供給の定義が定められたことに伴い、電気事業会計規則における科目等について、必要な改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 火力発電設備に係る安全管理検査制度の見直し（改正電事法第51条、第55条、第67条、第71条）

【報告規則、施行規則、手数料規則、保安命令第36条、告示第205号関係】

- 改正電事法施行後は、火力発電設備及び燃料電池設備に係る使用前・定期安全管理審査を登録安全管理審査機関（以下、「登録機関」という。）が実施するとともに、火力発電設備に係る定期安全管理審査の中で事業者の保安力を評価し、最大6年の定期事業者検査の延伸が可能とする制度に見直す。
- 溶接安全管理審査の廃止に伴う、新制度での溶接事業者検査の実施に係る取扱いの明確化を図る。

(2) 風力発電設備に係る定期安全管理検査制度の導入（改正電事法第55条、第67条、第71条）

【施行規則、手数料規則関係】

- 改正電事法施行後は、登録機関が設置者の実施した単機出力500kW以上の風力発電設備に係る定期事業者検査について、その検査品質を確認するとともに事業者の保安力を評価し、定期安全管理審査の延伸又は短縮が可能とする制度を新設する。

(3) 水銀排出施設に係る届出制度の導入（改正大防法第18条の23、第18条の24、第18条の25）

【報告規則第4条、施行規則別表第3～5、保安命令別表第2～4、原子力報告規則第4条関係】

- 改正大防法では、一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事への届出が義務づけられた。
- これを踏まえて、大気汚染防止法関連法令との整合を図るため、水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事計画等の届出等の関連規定を整備する。

(4) 水銀等に係る排出基準の導入（改正大防法第18条の22）

【火技省令第4条関係】

- 改正大防法では、届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとした。
- これを踏まえて、大気汚染防止法関連法令との整合を図るため、火技省令に排出基準の遵守義務を追加する。

(5) 特定卸供給の要件等を追記（施行規則）

- 法第二条第一項第七号ロの経済産業省令で定める要件として、①特定抑制依頼によって得られた百キロワットを超える電気を供給するものであること、②小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込があること、③電気を供給する期間が一定期間以上であることを求めている。

(6) 特定卸供給に係る科目等の改正（電気事業会計規則）

- 特定卸供給に係る取引に関連する科目等を追加する。

(7) その他技術的修正等

【報告規則第1条、施行規則別表第4・別表第5、手数料規則、火技省令第47条・第48条、電技省令、風技省令、保安命令第13条・別表第4、主設備告示関係】

- 水素専焼発電の実証に取り組む事例が運転開始に向けて着手されたことを踏まえ、関連する事故報告及び定期事業者検査等の関連規定を整備する。
- 火力発電設備に係る電気事業法で規定している技術基準と、ガス事業法で規定する技術基準の範囲について整合を図るため、火技省令の一部改正を行う。
- 電気事業法関連法令で規定している届出の範囲と、騒音規制法等で規定している届出の範囲について整合を図るため、施行規則の一部改正を行う。
- その他、法文の適正化等の観点から技術的修正を行う。